

土管第284号  
令和3年4月5日

福井県土木部土木管理課長  
( 公 印 省 略 )

「建設業許可申請の手引き」、「建設業法に基づく許可要件の調査について」  
および「建設業許可申請 Q&A」の改正について (通知)

このことについて、令和2年10月1日の建設業法等の改正の施行を踏まえ、具体的な申請手続等を示した本県の「建設業許可申請の手引き」、「建設業法に基づく許可要件の調査について」および「建設業許可申請 Q&A」を別添のとおり改正しましたのでお知らせします。また、主な改正内容は別紙のとおりです。

併せて県ホームページへ掲載しますので、貴下会員等へご周知くださいますようお願いいたします。

[掲載場所]

福井県ホームページ

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kanri/kyoka.html>

「福井県トップページ」→「組織部署から探す」→「土木部」  
→「土木管理課」  
→「建設業許可制度」

担当：土木管理課

建設産業・人材支援室 黒田

TEL：0776-20-0470

「建設業許可申請の手引き」、「建設業法に基づく許可要件の調査について」および  
「建設業許可申請Q & A」の改正について

1 改正理由

令和2年10月1日に建設業法等および建設業許可事務ガイドラインの一部改正が施行されたことに伴い所要の改正を行う。

2 主な改正内容

＜建設業許可申請の手引き＞

(1) 許可要件について

経營業務管理責任者要件が見直され、適正な経營業務体制を有していることに改正されるとともに、適切な社会保険への加入の要件化がなされたことを踏まえ文言の追加等を行った

①経營業務管理責任者要件の見直し

ア 要件の緩和

- (i) 許可を受けようとする業種と同一業種の経営経験の場合5年、異なる業種の場合6年の要件を業種に関わらず5年に緩和
- (ii) 補佐経験の場合、許可を受けようとする業種それぞれの経營業務の補佐経験6年の要件を業種に関わらず6年に緩和

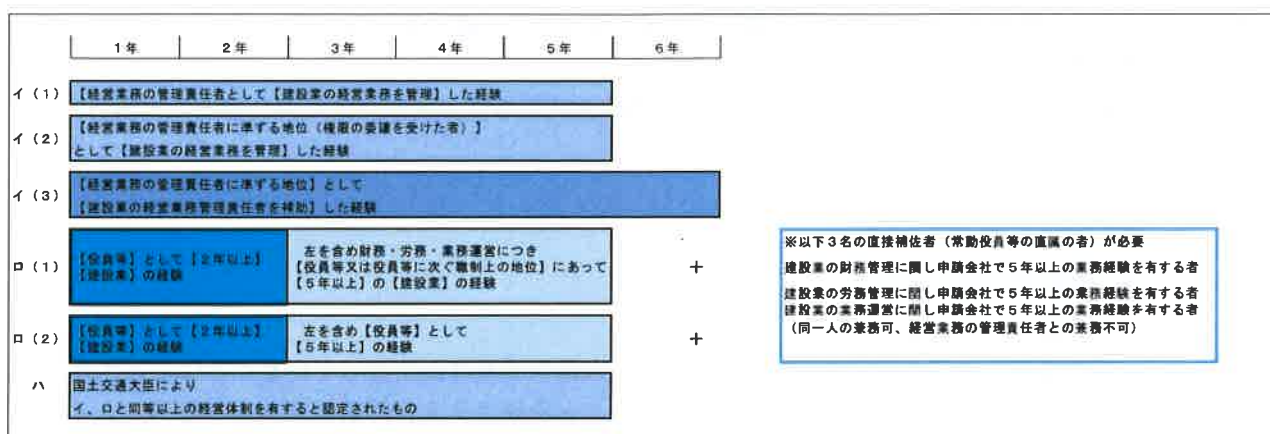
常勤役員等のうち1人が、次の(a)～(c)のいずれかに該当する者【規則第7条第1号関係】		
(a)	イ(1)該当	経營業務の管理責任者として5年以上の経営経験を有すること
(b)	イ(2)該当	権限のある執行役員等として5年以上の経営経験を有すること
(c)	イ(3)該当	経營業務の管理責任者に準ずる地位で、6年以上経營業務を補佐した経験を有すること

イ 要件の追加

アの要件に加え、常勤役員等+当該常勤役員等を直接に補佐する者の組合せでの要件を満たしている場合も、経營業務管理責任者要件を満たすとされた。

常勤役員等のうち1人が、次のI IIのいずれかに該当する者であって、かつ、当該常勤役員等を直接に補佐する者として(a)～(c)の全ての経験を有する者 (直接補佐する者は同一人でも複数人でも可) 【規則第7条第1号関係】			
常勤役員等	I	ロ(1)該当	5年以上建設業に関し役員又は役員等に次ぐ職制上の地位にあつて(a)～(c)のいずれかの経験を有する者 (建設業の役員等の経験2年以上を含むこと)
	II	ロ(2)該当	5年以上の役員等の経験を有する者 (建設業の役員等の経験2年以上を含むこと)
直接に補佐する者	(a)	建設業に関する5年以上の財務管理の業務経験を有する者	
	(b)	建設業に関する5年以上の労務管理の業務経験を有する者	
	(c)	建設業に関する5年以上の業務運営の業務経験を有する者	

<参考> 常勤役員等の経営経験の図示



② 適切な社会保険への加入

健康保険、厚生年金及び雇用保険への加入が要件化され、全ての営業所に関し、届出を提出していることが許可の要件となった(適用除外の場合を除く)。これらに未加入の場合、許可・更新は認められない。

(2) 許可を受けた地位の承継に係る認可制度について

事業承継制度の規定が新設されたため、「認可申請」にかかる申請手続きについて追加

- ・事業譲渡等(譲渡及び譲受け・合併・分割)の場合、事前に認可を受けることで、許可を承継が可能となった。
- ・相続の場合は、被相続人の死亡後30日以内に申請し、認可を受けることで許可を承継する可能となった。

<建設業法に基づく許可要件の調査について>

常勤役員等を直接に補佐する者置く場合、補佐する者の常勤性の確認書類(健康保険証、出勤簿、賃金台帳の写し)を追加した。

<建設業許可申請Q & A>

経営業務管理責任者要件が見直され、適正な経営業務体制を有していることに改正されるとともに、適切な社会保険への加入の要件化がなされたこと等を踏まえ文言の追加等を行った

## 建設業法に基づく許可要件の調査について

建設業法に基づく福井県知事許可の新規・般特新規・更新・業種追加の許可申請（新たな人が常勤役員等（経營業務の管理責任者等）、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者または専任技術者になる場合に限る。）、許可を受けた地位の承継に係る認可申請、営業所の新設もしくは住所変更の届出、または、常勤役員等（経營業務の管理責任者等）、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者もしくは専任技術者の変更の届出をされる方は下記の書類を提出してください。

### 記

- 1 新規、般特新規、更新、業種追加の許可申請、許可を受けた地位の承継に係る認可申請で本店の調査依頼を行う場合（申請者が申請書を提出する土木事務所に提出する。）
  - ① 許可申請書または認可申請書
  - ② 営業所調査依頼書
  - ③ 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者、専任技術者の健康保険証（写）  
（通勤可能な場合を除き、県外在住は認められません。）
  - ④ 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者、専任技術者の出勤簿（写）および賃金台帳（写）（直近1ヶ月分）役員等で出勤簿がない場合には、代表者による常勤証明書を添付してください。
  - ⑤ 申請営業所の外観、内観（机、電話等を確認できるもの）の写真（新規の場合以外には建設業法第40条に規定する標識の掲示が確認できるものを添付してください。）
  
- 2 新規、般特新規、更新、業種追加の許可申請、許可を受けた地位の承継に係る認可申請で従たる営業所の調査依頼を行う場合（申請者が従たる営業所を管轄する土木事務所に提出し、結果報告を受領後、申請書正本を提出した土木事務所に調査票を提出してください。）
  - ① 許可申請書または認可申請書（許可申請書または認可申請書、別表、常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第7号）または常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第7号の2）、専任技術者証明書（様式第8号（1）または（2））、令3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号）、令3条に定める使用人の略歴書（様式第13号）のすべてのコピー）
  - ② 営業所調査依頼書
  - ③ 専任技術者の健康保険証（写）  
（通勤可能な場合を除き、県外在住は認められません。）
  - ④ 専任技術者、令3条に規定する使用人の出勤簿（写）および賃金台帳（写）（直近1ヶ月分）  
役員等で出勤簿がない場合には、代表者による常勤証明書を添付してください。
  - ⑤ 申請営業所の外観、内観（机、電話等を確認できるもの）の写真（新規の場合以外には建設業法第40条に規定する標識の掲示が確認できるものを添付してください。）

- 3 営業所の新設または住所変更の場合に当該営業所の調査依頼を行う場合
- ① 変更届出書等（変更届出書（様式第22号の2）、別表、専任技術者証明書（様式第8号（1））、令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号）、令第3条に規定する使用人の略歴書（様式第13号）のすべてのコピー）
  - ② 専任技術者の健康保険証（写）  
（通勤可能な場合を除き、県外在住は認められません。）
  - ③ 専任技術者、令第3条に規定する使用人の出勤簿（写）および賃金台帳（写）（直近1ヶ月分）  
なお、役員等で出勤簿がない場合には、代表者による常勤証明書を添付してください。
  - ④ 申請営業所の外観、内観（机、電話等を確認できるもの）の写真
- 4 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者または専任技術者の変更届出の場合に、当該営業所の調査依頼を行う場合
- ① 変更届出書（役員等（様式第22号の2））、常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第7号）または常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第7号の2）、専任技術者証明書（変更、追加様式第8号（1））
  - ② 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者、専任技術者の健康保険証（写）  
（通勤可能な場合を除き、県外在住は認められません。）
  - ③ 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者、専任技術者の出勤簿（写）および賃金台帳（写）（直近1ヶ月分）役員等で出勤簿がない場合には、代表者による常勤証明書を添付してください。

※ 上記書類のうち常勤性を確認する健康保険証（写）、出勤簿（写）、賃金台帳（写）について、許可を受けた地位の承継に係る認可申請を行うときに、承継先が合併・分割により設立される法人である場合や事業譲渡等の日まで承継元に在籍している等の理由により認可申請時に提出できない場合は、承継後提出が必要な書類（建設業許可申請の手引き P39 参照）を提出する際に提出してください。

※ 従たる営業所の調査依頼を行った場合、調査表（報告書）の郵送を御希望の場合は、84円切手を貼った返信用封筒（宛先を記載してください。）を一部提出してください。

連絡先：

土木名	住所	電話番号	所轄市町
福井土木	910-0853 福井市城東 4-28-1	0776-24-5111	福井市、永平寺町
三国土木	913-0011 坂井市三国町水居 17-45	0776-82-1111	坂井市、あわら市
奥越土木	912-0016 大野市友江 11-14	0779-66-1221	大野市、勝山市
丹南土木	915-0882 越前市上太田町 42-1-1	0778-23-4545	越前市、鯖江市、池田町、越前町、南越前町
敦賀土木	914-0811 敦賀市中央町 1-7-36	0770-22-4661	敦賀市、美浜町、若狭町(旧三方町)
小浜土木	917-0241 小浜市遠敷 1-101	0770-56-2100	小浜市、若狭町(旧上中町) おおい町、高浜町

※各土木事務所総務課 建設業許可担当までお問合せください。

土木事務所長 様

所在地  
申請者  
商号または名称  
代表者氏名

## 建設業法に基づく許可要件の調査について（依頼）

今般、建設業法に基づく福井県知事許可・認可の申請（届出）を行ったので、下記の営業所、常勤役員等（経營業務の管理責任者等）、常勤役員等及び当該常勤役員を直接に補佐する者、当該営業所に置いている専任技術者および令3条に規定する使用人が、建設業法に規定する要件に適合しているか否かの調査をお願いします。

## 記

既に許可を受けている 場合は その許可番号		般 — 特	第 — 号
主たる営業所の所在する都道府県			
許可の区分		一般	特定 建設業
営業所	名称		
	所在地		
	電話番号		
	所有区分の別	自己所有 ・ 賃貸借	
常勤役員等 （経營業務の管理責任者等）	氏名		
常勤役員等	氏名		
直接に補佐する者	氏名		
	氏名		
	氏名		
令3条使用人	氏名		
専任技術者	氏名		
	氏名		